

平成 27 年 4 月 15 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「平成 15、20、23～25 年における地方裁判所の民事・刑事
新受件数」、「平成 15、20、23～25 年における家庭裁判所の
家事・少年新受件数」
法務省作成「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
関係資料」より抜粋 1頁
- ・資料2 「下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳」
最高裁判所作成資料 2頁
- ・資料3 「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(第 183 回国会)」 3頁
- ・資料4 「訟務検事の出身別」
法務省作成資料 4頁
- ・資料5 「成年後見関係事件(家庭裁判所)」
最高裁判所作成資料 5頁

7 平成15, 20, 23～25年における地方裁判所の民事・刑事新受件数

年 度			平成15年	平成20年	平成23年	平成24年	平成25年
事 件							
民 事	訴 訟	第一審	162,696	202,691	199,178	164,282	150,070
		控訴審	3,096	4,261	13,418	11,483	8,590
		計	165,792	206,952	212,596	175,765	158,660
	調 停		2,047	1,916	11,882	7,228	4,768
	そ の 他		1,187,122	614,077	519,114	485,890	448,330
	合 計		1,354,961	822,945	743,592	668,883	611,758
刑 事	訴 訟		111,822	93,568	80,608	76,588	71,771
	そ の 他		269,147	214,088	192,213	203,526	199,824
	合 計		380,969	307,656	272,821	280,114	271,595

(注) 1 年度とは、司法年度（毎年1月1日～12月31日）を表す。以下の表において同じ。

2 訴訟には、再審事件を含む。

8 平成15, 20, 23～25年における家庭裁判所の家事・少年新受件数

年 度			平成15年	平成20年	平成23年	平成24年	平成25年
事 件							
家 事	審 判		527,522	596,945	636,757	672,690	734,228
	調 停		136,125	131,093	137,390	141,802	139,593
	人事訴訟		—	10,856	11,537	11,583	10,735
	そ の 他		20,069	27,119	29,839	31,162	31,842
	合 計		683,716	766,013	815,523	857,237	916,398
少 年	保 護		271,595	173,658	151,528	132,824	121,914
	そ の 他		2,672	2,076	1,600	1,361	1,174
	合 計		274,267	175,734	153,128	134,185	123,088

(注) 人事訴訟には、人事訴訟に係る請求原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを含む。

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

区分 年度	判事			判事補				
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A－B
平成21年度	1,717	1,667	50	1,020	898	122	104	18
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67

* 現在員は12月1日現在である。
 * 任官者は12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(平成26年度は平成27年1月までの任官者である。)

イ 第183回国会における附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年3月26日 衆議院法務委員会

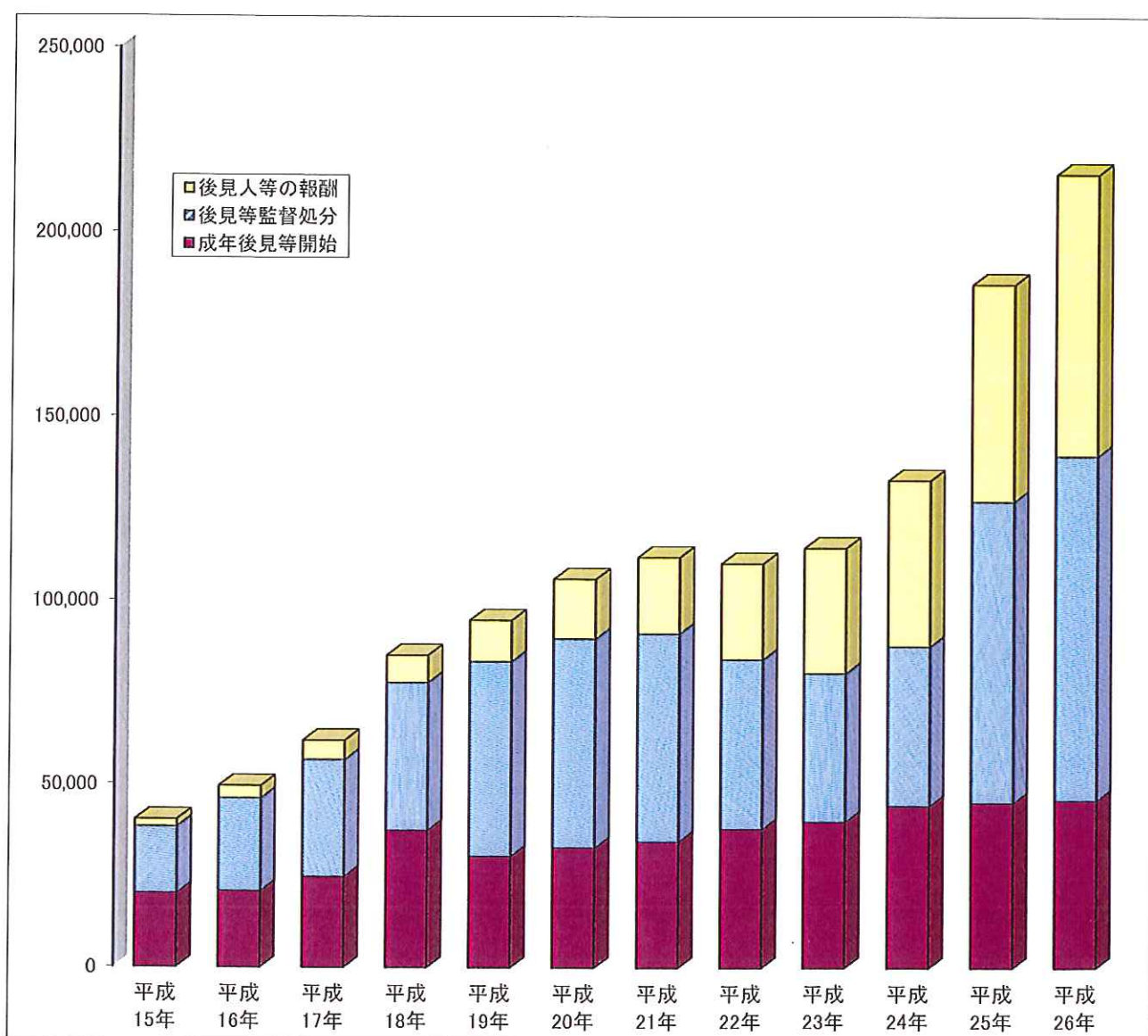
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、下級裁判所の判事補の欠員が増加傾向にあることを踏まえ、法曹養成制度の在り方に関する検討結果に基づき適切に対処することに加え、下級裁判所における適正迅速な裁判を可能とするため、判事及び判事補の定員の充員に努めること。

訟務検事の出身別

	H24.4.6		H25.4.1		H26.4.1		H27.4.10	
裁判官出身者	49	51.0%	46	47.9%	43	44.8%	46	44.7%
検察官出身者	47	49.0%	50	52.1%	53	55.2%	57	55.3%
計	96		96		96		103	

成年後見関係事件（家庭裁判所）

年次	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
成年後見等開始	20,137	20,783	24,705	37,416	30,370	32,738	34,413	37,879	39,863	44,231	45,092	45,838
後見等監督処分	18,250	25,396	32,004	40,281	53,070	56,993	56,720	46,218	40,475	43,448	81,995	93,658
後見人等の報酬	1,986	3,389	5,260	7,425	11,237	16,205	20,777	26,099	34,098	45,091	58,918	76,420
計	40,373	49,568	61,969	85,122	94,677	105,936	111,910	110,196	114,436	132,770	186,005	215,916
指数	100.0%	122.8%	153.5%	210.8%	234.5%	262.4%	277.2%	272.9%	283.4%	328.9%	460.7%	534.8%



(注)平成26年の数値は速報値である。